

議案第 1 号

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程の一部を改正する訓令を別紙のように制定する。

令和 6 年 9 月 1 0 日 提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

議案第 1 号 袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙におけるポスター掲示場の
設置に関する規程の一部を改正する訓令の制定について概要説明書

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙について、8 月 2 3
日に立候補予定者説明会を開催したところ 3 5 陣営の参加がありました。

現在の袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に
関する規程では、ポスター掲示面の縦の段を 2 段又は 3 段で設置するとなっております
ますが、ポスター掲示面が不足する可能性があること、掲示面の区画数が 3 0 区画
を超える場合にポスター掲示場の設置が困難となる場所があることから、ポスター
掲示面の縦の段を 4 段で設置できるよう当該規程の一部を改正しようとするもので
す。

< 参考 >

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する
規程

(掲示場の規格等)

第 3 条 掲示場の様式は、様式第 2 号に定めるところによる。